

平成14年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

『消す心 置いてください 火のそばに』を統一標語に掲げ、一人ひとりが火災予防の知識を持ちそれを実践することにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、11月9日（土）から15日（金）までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。

全国では、毎年6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっています。火災の原因は大半が失火によるものであることから、火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、火災を起ささないよう日常生活において防火を実践していくことが大切です。

今年は、住宅火災による高齢者等の死者の大幅な低減を目的とした「住宅防火対策の推進」、増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策の推進」、老朽化消火器による破裂事故の再発を防ぐための「消火器事故防止対策の推進」を重点目標として、積極的に火災予防対策を推進します。

また、昨年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性について、広く周知、啓発を行うこととしています。

1 重点目標

住宅防火対策の推進

近年の建物火災による死者（放火自殺者等を除く。）のうち、住宅火災による死者が8割以上を占め、また、住宅火災における死者のうち高齢者層（65歳以上）が約半数を占めています。

このため、住宅火災による高齢者等の死者の発生防止を図ることを最重点として、福祉などの各関係機関、関係団体等と一体となり、地域に密着した具体的な対策の実施、住宅火災に対する予防意識の高揚、火災による死者の発生防止に有効な住宅用防災機器等の普及

促進等、各種対策を強力に推進するものとします。

放火火災予防対策の推進

放火による火災は、平成9年以降4年間連続して出火原因の第1位となっており、放火の疑いによる火災と合わせると全火災の22%以上を占めており、年々増加する傾向にあることから、放火火災による被害の低減を図るため、地域住民の相互協力及び関係行政機関と連携のもと、放火火災予防対策のより一層の推進を図るものとします。

消火器事故防止対策の推進

昨年相次いで発生した消火器の破裂による人身事故の再発を防止するため、老朽化した消火器等の一齐回収を実施します。また、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具等の住宅への普及促進を図ります。

地域の実情に応じた重点目標の取扱い

地域における火災発生状況、火災特性、消防事情等に配慮し、必要に応じて重点目標を選定、追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

それぞれの重点目標に対する推進項目は、次のとおりです。

2 推進項目

住宅防火対策の推進

- ア 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- イ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対策事例等の情報提供
- ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の実施
- エ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織の整備・充実とモデル事業の推進

オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及促進

放火火災予防対策の推進

- ア 放火されない環境づくりの推進
- イ 放火火災による被害の軽減対策の実施

消火器事故防止対策の推進

- ア 老朽化消火器等の一斉回収
- イ 住宅に適した消火器等の普及

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開するものとする。

地域における防火安全体制の充実

- ア 自主防災組織の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 実態に即した消防用設備等の設置の推進
- エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- オ 特定違反対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- カ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
- キ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

小規模雑居ビル等の消防法令違反対象物の危険性の周知徹底

- ア 地域の実情に即した広報の推進

イ 被災時における注意点等、防災意識の高揚

また、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、一般的な出火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

～ 住宅火災 いのちを守る 7つのポイント ～

- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

～ 火の用心 7つのポイント ～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

火災予防運動期間中には、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。

4 全国火災予防運動用防火ポスターモデル

(高松あいさん)に対する消防長官感謝状の授与について。

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて「防火ポスター」を16万枚作成しました。

ポスターの作成に当たり、現在テレビ・舞台等で幅広く活躍されています高松あいさんにモデルをお願いしたところ、趣旨をご理解いただき、誠意と熱意をもってご協力いただきました。

この消防行政への貢献に対し、10月29日(火)総務省第2会議室にて消防庁長官感謝状を授与しました。



全国火災予防運動用防火ポスター